

サービス利用書

1 当事業所が提供するサービス及び苦情についての相談窓口

- ① 電話 028-663-7500（午前8時30分～午後5時まで）
担当 （当事業所）松本修治／田村洋介
- ②居宅介護支援事業所
- ③宇都宮市役所高齢福祉課 028-632-2906
国民健康保険団体連合会 028-643-5400
- ④栃木県運営適正化委員会 028-622-2941

2 事業者

- ①法人名 特定非営利活動法人あざみ会
- ②法人所在地 栃木県宇都宮市川俣町61番地3
- ③電話番号 028-663-7500 FAX028-663-7503
- ④代表者名 理事長 松本好弘
- ⑤設立年月日 平成12年7月1日

3 事業所の概要

① 目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、地域密着型通所介護サービス（介護予防通所介護サービス、第1号通所事業サービス）を提供します。

- ②事業所の名称 デイサービスセンターあざみ
- ③事業所の所在地 栃木県宇都宮市川俣町61番地3
- ④電話番号・Fax 028-663-7500 FAX028-663-7503
- ⑤事業所長 施設長 松本修治
- ⑥通常の事業実施地域 宇都宮市豊郷地区にお住まいの方
- ⑦利用定員 15人

4 営業日及び営業時間

① 営業日

月曜日から土曜日

＊原則として日曜日のみ休業（年末年始・12月29日～1月3日休業）

＊職員研修等による臨時休業あり

② 営業時間

午前8時30分から午後5時30分まで

5 職員体制

職種	現員	職務内容	備考
生活相談員	2名以上	利用者の生活指導相談	介護と兼務
		処遇の企画及び実施	
		利用者の生活介護	
介護職	5名以上	利用者の生活介護	
		指導及び援助	
看護職	1名以上	利用者の健康チェック	
		日常動作の訓練	
機能訓練員	1名以上	利用者の運動指導	看護職と兼務
運転手	2名以上	利用者の送迎	介護と兼務
調理員	1名	利用者の食事提供	介護と兼務
事務員	1名	施設運営、利用者の経理事務	介護と兼務
管理者	1名	業務・職員の管理	

6 設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室 48.0 m ²
浴室	一般浴槽（高齢者・障害者向き）
静養室	2室 3床
事務室・相談室	1室（パーテーションあり）
送迎車	4台

7 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込ください。当職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

② サービスの終了

ア、 ご利用者の都合で休む場合、サービスの利用を希望する日の前日までにご連絡下さい。

イ、 ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

ウ、 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で報告いたします。

エ、 自動終了

以下の場合は、双方の通報がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

③ その他

- ・事業者やサービス従事者が、契約に定める指定居宅サービスを実施しないとき、秘密保持に違反したとき、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は不信行為その他重大な事情があるときは、契約を解除することができます。
- ・他の利用者が契約者を傷つけたとき、又は傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応をとらない場合、契約を解除することができます。

8 料金

① 地域密着型通所介護料 7～8時間利用 (要介護者) (単位)

介護度	1日あたりの基本額
要介護1	753
要介護2	890
要介護3	1,032
要介護4	1,172
要介護5	1,312
入浴介助加算Ⅰ	40
サービス提供体制強化加算1	22
送迎減算(片道)	-47

厚生労働省による介護報酬改定に準じています。

2024年6月改定

② 通所型独自サービス(要支援1、要支援2)(総合事業事業対象者)

介護度	1ヶ月あたりの自己負担金
事業対象者・要支援1	1,798
事業対象者・要支援2	3,621
サービス提供体制強化加算1・要支援1	88
サービス提供体制強化加算1・要支援2	176

総合事業サービスは宇都宮市が定める報酬改定に準じています。

2024年6月改定

※上記単位数に地域区分加算、介護職員処遇改善加算が加算されたものを基準に、負担割合証に記された負担額がご利用料金になります。ご利用者様ごとに負担割合は異なりますので、介護保険負担割合証の確認をお願いいたします。

※1単位は10,27円(宇都宮市による地域区分加算)、介護職員等処遇改善加算Ⅲ(8.0%)が加算されます。

※食材費として1食あたり¥700、おむつ代1枚¥160、尿取りパット代1枚¥60、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※1日あたりの利用料金は、7～8時間未満で計算しています。

※時間延長サービス(介護保険外)もご相談下さい。

※要支援の方の入浴も承ります。送迎は上記料金に包括。

③ 利用料金のお支払い方法

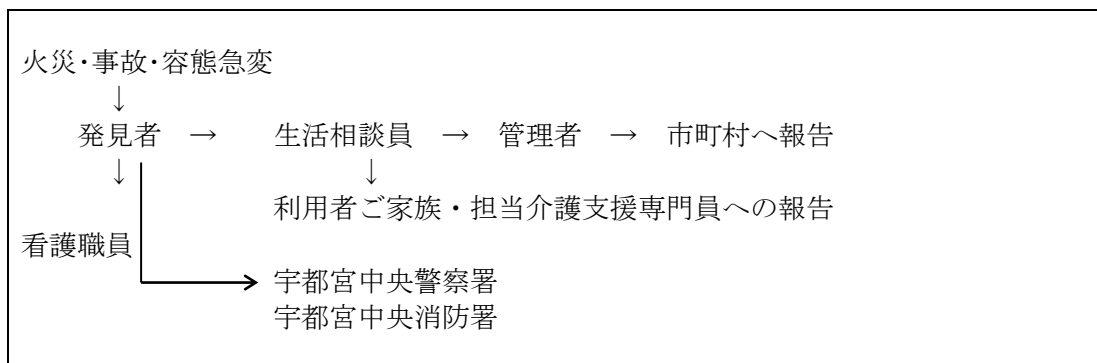
毎月末締めにて翌月月初に請求書を提出させていただきます。請求書発行月10日までに、現金にてお支払いください。

④ その他

- ・事業者やサービス従事者が、契約に定める指定居宅サービスを実施しないとき、秘密保持に違反したとき、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は不信行為その他重大な事情があるときは、契約を解除することができます。
- ・他の利用者が契約者を傷つけたとき、又は傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応をとらない場合、契約を解除することができます。

9 緊急時対応

下記にしたがい、対応させていただきます。



10 事故発生時の対応

下記に従い、対応させていただきます。

管理者、生活相談員、看護師等事故把握している職員が速やかに報告連絡を実施する。

